

法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律案要綱

1 目的

この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、法人格等及び信託の違法な利用を防止することの重要性が増大していることに鑑み、法人等によるその実質的支配者に係る情報の把握及び信託の受託者によるその信託関係当事者に係る情報の把握について定め、実質的支配者に係る情報の記録を正確かつ統一的に行う実質的支配者情報ファイルの制度を設けること等により、法人格等及び信託の違法な利用の防止を図るとともに、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）その他の法令で定める事務であって実質的支配者に係る情報の把握を要するものの適正な遂行を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（第一条関係）

2 定義

（１）この法律において「法人等」とは、次に掲げるものをいう。（第二条第一項関係）

イ 法人（次に掲げる法人を除く。）

（イ）上場会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所又は外国金融商品取引所（同項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいい、国家公安委員会、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣が指定する国又は地域に所在するものに限る。）に上場されている株式を発行している会社をいう。ロ及びニにおいて同じ。）

（ロ）国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人

ロ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社（上場会社を除く。）であって、同法第八百十七条第一項の規定に基づき国内における代表者を定めたもの（５（３）ロにおいて「特定外国会社」という。）

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人（外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関を除く。）であって、国内に事務所を設けたもの（５（３）ハにおいて「特定外国法人」という。）

ニ 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（上場会社、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関を除く。）であって、国内にある土地又は建物について所有者として登記がされているもの（ロ及びハに掲げるものを除く。５（３）ニにおいて「土地等所有外国法人」という。）

ホ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（５（３）イにおいて「投資事業有限責任組合」という。）

ヘ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（５（３）イにおいて「有限責任事業組合」という。）

（２）この法律において「特定信託」とは、次に掲げるもの（違法に利用されるおそれが少ないことその他の事由により信託関係当事者に係る情報を把握する必要がないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。（第二条第二項関係）

イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第一項に規定する信託

ロ 外国の法令に準拠した信託であつて、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第六項に規定する外国信託会社が国内においてその引受けを行うものの

（３）この法律において「実質的支配者」とは、イからニまでに掲げる法人等の区分に応じ、当該イからニまでに定める者をいう。（第二条第三項関係）

イ 資本多数決法人（法人等（（１）ホ及びヘに掲げるものを除く。イにおいて同じ。）の社員が株式その他の細分化された当該法人等の社員の地位（イにおいて「株式等」という。）の数又は株式等の数の株式等の総数に占める割合に応じて議決権を有する法人等（定款の定めにより当該法人等に該当することとなる法人等を除く。）をいう。（３）において同じ。）のうち、政令で定める算定方法により、その議決権（会社法第三百八条第一項その他これに類する法令の定めにより行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案その他資本多数決法人の経営に重要な影響を与える議案の全部につき株主総会その他これに類する機関において議決権を行使することができない株式等に係る議決権を除く。イにおいて同じ。）の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人、（１）イ（イ）及び（ロ）に掲げる法人、外国の中央銀行、我が国が加盟している国際機関その他政令で定める者（イからハまでににおいて「自然人等」という。）（金銭の信託契約その他の契約に基づき議決権の行使について指図を受ける者、心身の故障によりその議決権を行使するに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者その他資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな者として政令で定める者を除く。）があるもの
当該自然人等

ロ 資本多数決法人のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該資本多数決法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人等があるもの（イに掲げるものを除く。）
当該自然人等

ハ 資本多数決法人以外の法人等のうち、（イ）又は（ロ）に該当する自然人等があるもの
当該自然人等

（イ）法令又は当該法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより当該法人等の事業から生じた収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受けることができる権利を有している自然人等（金銭の信託契約その他の契約に基づき配当金又は分配金について指図を受ける者、心身の故障によりその権利を行使するに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者その他当該法人等の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな者として政令で定める者を除く。）

（ロ）出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人等の事業活動に支配的な影響力を有する自然人等

ニ イからハまでに定める者がいない法人等
当該法人等を代表し、その業務を執

行する自然人

(4) この法律において「信託関係当事者」とは、特定信託に係る次に掲げる者をいう。(第二条第四項関係)

イ 委託者(信託法第二条第四項に規定する委託者をいう。)

ロ 受託者(信託法第二条第五項に規定する受託者をいう。以下同じ。)

ハ 受益者(信託法第二条第六項に規定する受益者をいう。16(1)ハにおいて同じ。)

ニ 出資、融資、取引その他の関係を通じて信託による財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に支配的な影響力を有する自然人(イからハまでに掲げる者を除く。)

ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者として政令で定めるもの

3 法人等による実質的支配者に係る情報の把握

法人等は、当該法人等に係る実質的支配者について、次に掲げる事項を把握し、かつ、これらの事項に係る情報を正確かつ最新の内容に保つため、必要な措置を講じなければならない。(第三条関係)

(1) 実質的支配者の氏名又は名称及び住所

(2) (1)の者が2(3)イからニまでに定める者のいずれに該当するか

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 実質的支配者に係る情報の照会等

(1) 法人等は、5(1)又は6(1)の規定による届出をするために必要があるときは、イ又はロに掲げる者に対し、当該イ又はロに定める事項を照会することができる。(第四条第一項関係)

イ 当該法人等に係る実質的支配者に該当すると思料するに足りる相当な理由がある者 その者の氏名又は名称及び住所その他法務省令で定める事項

ロ 当該法人等に係る実質的支配者を知っていると思料するに足りる相当な理由がある者(当該法人等の株主、社員その他これらに準ずる者として政令で定める者に限る。) 当該法人等に係る実質的支配者の氏名又は名称及び住所その他法務省令で定める事項

(2) (1)の規定による照会は、(1)イ又はロに規定する相当な理由を明らかにしてしなければならない。(第四条第二項関係)

(3) (1)の規定により法人等から照会を受けた者は、当該法人等に対し、遅滞なく、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、その提供をしないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。(第四条第三項関係)

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該照会に係る事項

ロ 自らが(1)イ又はロに掲げる者に該当しない場合 その旨及び当該者に該当しない理由

(4) 実質的支配者は、自らが実質的支配者となったことを知った場合には、その法人等に対し、遅滞なく、その旨を通知するよう努めなければならない。実質的支

配者が、自らが実質的支配者であることを知っている場合において、3（1）から（3）までに掲げる事項に変更があったことを知ったとき、又は実質的支配者であった者が実質的支配者でなくなったことを知ったときも、同様とする。（第四条第四項関係）

5 実質的支配者に係る情報の届出

（1）法人等は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。（第五条第一項関係）

イ 法人等の商号又は名称及び住所

ロ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。ロ及び12（2）ハにおいて同じ。）を有する法人等にあつては、当該法人等の会社法人等番号

ハ 3（1）から（3）までに掲げる事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（2）法人等は、（1）の規定による届出をする場合には、法務省令で定めるところにより、3（1）及び（2）に掲げる事項を証する情報その他の法務省令で定める情報を併せて提供しなければならない。ただし、法務大臣が、法務省令で定めるところにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、国の機関から当該情報を入手することができるときは、この限りでない。（第五条第二項関係）

（3）（1）の規定による届出は、イからニまでに掲げる法人等の区分に応じ、当該イからニまでに定める日から三十日以内にしなければならない。（第五条第三項関係）

イ 2（1）イに掲げる法人、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合 成立の日

ロ 特定外国会社 会社法第八百十七条第一項の規定に基づき初めて国内における代表者を定めた日

ハ 特定外国法人 国内に事務所を設けた日

ニ 土地等所有外国法人 初めて国内にある土地又は建物について所有者として登記をした日

6 変更等の届出

（1）法人等は、実質的支配者情報ファイル（8（1）に規定する実質的支配者情報ファイルをいう。7において同じ。）に記録されている5（1）イからニまでに掲げる事項について、変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、これを知った日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、その旨を法務大臣に届け出なければならない。（第六条第一項関係）

（2）法人等は、5（1）イ又はハに掲げる事項について（1）の規定による届出をする場合には、法務省令で定めるところにより、3（1）又は（2）に掲げる事項について変更があったこと又は誤りがあることを証する情報その他の法務省令で定める情報を併せて提供しなければならない。ただし、法務大臣が、法務省令で定めるところにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、国の機関か

ら当該情報を入手することができるときは、この限りでない。(第六条第二項関係)

7 国の機関等による実質的支配者に係る情報の提供

- (1) 国の機関又は特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいい、法務省令で定める者に限る。以下同じ。）は、法令又は契約による事務に関連して、法人等から5（1）イからニまでに掲げる事項に係る情報及び5（2）又は6（2）に規定する情報の提供を受けた場合において、当該法人等に対し、当該法人等の提供に係る情報を法務大臣に提供し、実質的支配者情報ファイルに当該情報が記録されることについて説明を行い、当該法人等の同意を得たときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣にこれらの情報を提供することができる。(第七条第一項関係)
- (2) 法務大臣は、(1)の規定により5（1）イからニまでに掲げる事項に係る情報及び5（2）又は6（2）に規定する情報の提供があった場合には、これらの情報を実質的支配者情報ファイルに記録するものとする。(第七条第二項関係)
- (3) (1)の規定による情報の提供があった場合には、当該情報の提供に係る法人等は、(1)の同意をした日に、5（1）又は6（1）の規定による届出をしたものとみなす。(第七条第三項関係)

8 実質的支配者情報ファイルの作成

- (1) 法務大臣は、法人等ごとに5（1）イからニまでに掲げる事項並びに5（2）及び6（2）に規定する情報を記録するファイルであって法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたもの（以下「実質的支配者情報ファイル」という。）を作成するものとする。(第八条第一項関係)
- (2) 法務大臣は、実質的支配者情報ファイルに記録されている5（1）イからニまでに掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、法務省令で定めるところにより、当該変更又は当該誤りの訂正に係る記録を行うとともに、当該変更又は訂正前の5（1）イからニまでに掲げる事項及び当該変更又は訂正の年月日を併せて記録するものとする。(第八条第二項関係)

9 実質的支配者情報ファイルの記録等

- (1) 実質的支配者情報ファイルの記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。(第九条第一項関係)
- (2) 法務大臣は、実質的支配者情報ファイルの記録を、法人等の清算終了の登記の時その他の法務省令で定める時から七年間保存するものとする。(第九条第二項関係)

10 法人等又は実質的支配者の請求による実質的支配者情報ファイルの閲覧

- (1) 法人等及び実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者は、法務大臣に対し、法務省令で定めるところにより、実質的支配者情報ファイルに記録されている事項又は情報（法務省令で定めるものを除く。）であって当該

法人等に係るもの（実質的支配者として記録されている者にあつては、当該者に係るものに限る。）について、当該事項又は情報を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求をすることができる。（第十条第一項関係）

（２）（１）の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。（第十条第二項関係）

（３）（２）の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で（１）の規定による請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。（第十条第三項関係）

11 国又は地方公共団体の機関の請求による実質的支配者情報ファイルの閲覧等

（１）国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務（実質的支配者に係る情報の把握を要するものに限る。（２）ロにおいて同じ。）の遂行のために必要である場合には、法務大臣に対し、法務省令で定めるところにより、実質的支配者情報ファイルに記録されている事項又は情報（法務省令で定めるものを除く。）について、次に掲げる請求をすることができる。（第十一条第一項関係）

イ 当該事項又は情報を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

ロ 当該事項又は情報を法務大臣の使用に係る電子計算機と当該機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより提供することの請求

（２）（１）の規定による請求は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。（第十一条第二項関係）

イ 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

ロ 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（（３）において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の条項）

ハ （１）イの閲覧をし、又は（１）ロの提供を受ける者の職名及び氏名

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（３）法務大臣は、毎年少なくとも一回、（１）の規定による請求に係る閲覧又は提供（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他法務省令で定める事項を公表するものとする。（第十一条第三項関係）

12 特定事業者の請求による実質的支配者情報ファイルの閲覧等

（１）特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二章の規定による措置を講ずるために必要である場合には、法務省令で定めるところにより、あらかじめ法人等の同意を得て、法務大臣に対し、実質的支配者情報ファイルに記録されている事項又は情報（法務省令で定めるものを除く。）であつて当該法人等に係るものについて、次に掲げる請求をすることができる。ただし、特定事業者が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関その

他これに準ずるものとして政令で定める者である場合には、当該法人等の同意を要しない。(第十二条第一項関係)

イ 当該事項又は情報を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

ロ 当該事項又は情報を法務大臣の使用に係る電子計算機と当該特定事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより提供することの請求

(2) (1) の規定による請求は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにするとともに、(1) ただし書に規定する場合を除き、(1) の同意を得たことを証する情報として法務省令で定めるものを提供してしなければならない。

(第十二条第二項関係)

イ 当該請求をする特定事業者の氏名又は名称及び住所

ロ (1) イの閲覧をし、又は(1) ロの提供を受ける者の氏名

ハ 当該請求の対象とする法人等の会社法人等番号又は商号若しくは名称及び住所

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(3) (1) の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。この場合においては、10 (3) の規定を準用する。(第十二条第三項関係)

(4) 特定事業者は、(1) イの閲覧をし、又は(1) ロの提供を受けた事項又は情報を、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二章の規定による措置を講ずる目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。(第十二条第四項関係)

13 実質的支配者に係る情報に係る通報

国若しくは地方公共団体の機関又は特定事業者は、実質的支配者情報ファイルに記録されている5 (1) イからニまでに掲げる事項について、変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なく、その旨を法務大臣に通報しなければならない。(第十三条関係)

14 実質的支配者情報ファイルの正確な記録を確保するための措置

法務大臣は、実質的支配者情報ファイルに記録されている5 (1) イからニまでに掲げる事項について、変更があったこと若しくは漏れ若しくは誤りがあることを知ったとき、又はその疑いがあると思料するときは、5 (1) 又は6 (1) の規定による届出をすべき法人等に対し、相当の期間を定めて、その期間内に届出をすべき旨の催告をするとともに、必要に応じ、その他実質的支配者情報ファイルの正確な記録を確保するため必要な措置を講ずるものとする。(第十四条関係)

15 法務大臣による情報の提供その他の協力

法務大臣は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律第十九条第七項の規定により内閣総理大臣から情

報の提供その他の協力の求めがあったときは、当該求めに応じ、同項に規定する情報の提供その他の協力をするものとする。(第十五条関係)

16 受託者による信託関係当事者に係る情報の把握

- (1) 特定信託に係る受託者は、当該特定信託について、次に掲げる事項を把握し、かつ、当該事項に係る情報を正確かつ最新の内容に保つため、必要な措置を講じなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。(第十六条第一項関係)

イ 信託関係当事者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託関係当事者が2(3)イに規定する法人等である場合にあっては、当該信託関係当事者に係る実質的支配者の氏名又は名称及び住所

ハ 受益者が現に存しない場合その他の政令で定める場合にあっては、受益者となるべき者を指定する信託行為の定め

ニ イからハまでに掲げるもののほか、内閣府令・法務省令・財務省令で定める事項

- (2) 特定信託に係る受託者は、特定信託のうち、違法に利用されるおそれが比較的小ないため(1)イからニまでに掲げる事項に係る情報の全てを把握する必要性が乏しいもの又は違法に利用されることを防ぐため(1)イからニまでに掲げる事項以外の事項に係る情報の把握が必要となるものその他の政令で定めるものについては、(1)の規定にかかわらず、(1)イからニまでに掲げる事項に代えて、特定信託が違法に利用されることを防止するために把握すべきものとして当該特定信託の種類に応じ政令で定める事項を把握し、かつ、当該事項に係る情報を正確かつ最新の内容に保つため、必要な措置を講じなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。(第十六条第二項関係)

17 信託関係当事者に係る情報の記録及び保存

- (1) 特定信託に係る受託者は、内閣府令・法務省令・財務省令で定める期間内に、16(1)イからニまでに掲げる事項(16(2)に規定する特定信託にあっては、16(2)に規定する事項)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。(第十七条第一項関係)
- (2) 特定信託に係る受託者は、(1)に規定する書面又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から特定信託の清算の終了の日後七年を経過する日までの間、当該書面又は電磁的記録(当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項と同一の事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を新たに作成した場合にあっては、当該新たに作成した書面又は電磁的記録)を保存しなければならない。(第十七条第二項関係)
- (3) 特定信託に係る受託者は、(2)に規定する書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項と同一の事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を新たに作成したときは、当該(2)に規定する書面又は電磁的記録については、(2)

の規定にかかわらず、当該新たに作成した書面又は電磁的記録の作成の日から七年間保存しなければならない。（第十七条第三項関係）

18 国又は地方公共団体の機関による書面又は電磁的記録の提示の求め

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務（信託関係当事者に係る情報の把握を要するものに限る。）の遂行のために必要である場合には、特定信託に係る受託者に対し、その理由を示して、17（1）に規定する書面又は電磁的記録の提示を求めることができる。（第十八条関係）

19 雑則

雑則について所要の規定を設ける。（第十九条～第二十四条関係）

20 罰則

罰則について所要の規定を設ける。（第二十五条～第三十条関係）

21 附則

（1）この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

（2）この法律の経過措置等について定める。